

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日：平成 28 年 2 月 2 日 6 日 13 日 20 日（角田衛生センター）

平成 28 年 2 月 3 日 10 日 17 日 24 日（大河原衛生センター）

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性 セシウム 134 (検出下限値)	放射性 セシウム 137 (検出下限値)	放射性 セシウム合計
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	46 (19)	200 (17)	246
大河原衛生センター	8,000 以下	34 (16)	160 (15)	194

- ＜備考＞
- 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト（ばいじん）をいいます。